

※ 用紙の大きさはA3とする。

記載例

所有権移転・住宅建築・個人

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県知事 殿

農業委員会に申請書を提出する日を記入

「譲受人」「賃借人」「使用借人」
「譲渡人」「賃貸人」「使用貸人」
いずれかを記入

「譲受人」「賃借人」「使用借人」
「譲渡人」「賃貸人」「使用貸人」
いずれかを記入

譲受人 氏名 新城 太郎
譲渡人 氏名 新城 花子

「移転」又は「設定」と記入

下記のとおり転用のため 農地 の権利を 移転(設定) したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所						職業	年齢
	譲受人	新城 太郎	〒441-13〇〇 愛知県新城市△△字〇〇13番地						会社員	30歳
	譲渡人	新城 花子	〒441-13〇〇 愛知県新城市□□字〇〇21番地						農業	65歳
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在		地番	地目	面積	利用状況	10a当たり普通収穫高	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
	新城市□□字〇〇		54番	畑 畑	50 m ²	普通畑	大根 3,000 kg	—	市街化調整区域	
	新城市□□字〇〇		55番	畑 畑	300 m ²	不耕作	—	—	市街化調整区域	
	以下余白									
計		350 m ²	(田)	m ² 、畑	350 m ²	、採草放牧地	m ²)			

3 転用計画	(1) 転用の目的	用 途	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細								
		分家住宅	譲受人新城太郎は、現在、市内の借家で生活していますが、子ども2人の成長とともに現在の借家では手狭になったため、将来も考え住宅の建築をすることになった。自己所有ではなく、母親に相談したところ土地を提供してくれることになったため、母親の所有する5筆のうち、最も集落に近い土地を選定し、分家住宅を建築する。								
(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	令和〇年12月1日から 永年間								
		第1期(着工令和〇年6月1日から令和〇年11月30日まで)	第2期(着工令和〇年1月1日から令和〇年6月30日まで)			合 計					
		名 称	棟 数	建築面積(m ²)	所要面積(m ²)	名 称	棟 数	建築面積(m ²)	所要面積(m ²)	棟 数	建築面積(m ²)
		土地造成			350						350
		建 築 物	住宅 車庫	1棟 1棟	104.85 15.15	350				1棟 1棟	104.85 15.15
		小 計		2棟	120	350				2棟	120
		工 作 物									
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他		建ぺい率 36.3 %		
			令和〇年 7月 1日		永年		所有権→永年、賃借→〇年間		(利用率 %)		
	所有権	—設定・移転 賃借→設定、所有権→移転	「許可日～着工日」の間		所有権→永年、賃借→〇年間						

5 資金調達についての計画	総事業費 (内訳) 土地造成費 建築費 その他雑費 合計	400 千円 21,000 千円 500 千円 21,900 千円	調達方法 (内訳) 自己資金 (○○銀行○○支店 普通預金) 借入金 (○○銀行○○支店より借入) 合計	5,000 千円 16,900 千円 21,900 千円
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	土地造成については整地のみ。 北側、東側は、市道。 西側は、譲渡人自己所有農地。 南側は、新城次郎所有農地。 給水…上水道 排水…合併浄化槽により処理後、既設側溝へ排水 雨水…集水枡にて集水後、既設側溝へ排水 隣接地には排水等が流れ込まないように対処します。 なお、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決する。			必ず記入
7 その他参考となるべき事項	隣接農地所有者等に転用計画の内容を説明し、承諾済み。 都市計画法第〇〇条第〇〇号に該当 (令和〇年 4月 1日申請) 新城市土地改良区 受益地内 ※意見書添付 豊川総合用水土地改良区 受益地外 県立自然公園〇〇地域内 届出済み 農業振興地域農用地区域除外了承済み (令和〇年 3月 25 日了承) ※通知書添付		隣地土地所有者等への説明状況等を記入 都市計画法等他法令許可見込申請状況等を記入 受益地の内・外を記入。受益地内の場合は、土地改良区の意見書を添付 ※新城市土地改良区 0536-22-1775、豊川総合用水土地改良区 0533-56-2711 ※【作手地区：作手村土地改良区0536-37-2289】【鳳来地区：土地改良区地区外】 区域外、内を記入（区域内の場合、手続き状況を記入）。※環境政策課 0536-23-7690 区域外、除外済、除外了承済、区域内（※一時転用のみ）を記入。※除外済の場合は、同意日記入、通知書添付。	

(記載要領)

- 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。なお、「年齢」欄の記載は省略してください。
- 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」とび「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畠又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第14号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(添付書類)

- 法人又は団体にあっては、定款、寄附行為又は規約、法人の登記事項証明書
- 所有権以外の権限に基づいて申請をする場合は、所有者の同意を確認できる書面。賃借権等に基づく耕作者がある場合には、その承諾書
- 申請土地の登記事項証明書
- 当該事業に関連し、法令の定めるところにより許認可、関係機関の決議を要する場合において、これらを了している場合は、それを証する書面又はその写し
- 取水排水についての水利権者、漁業権者の同意のように関係者において当該事業につき同意を得ている場合は、それを証する書面又はその写し
- 申請にかかる農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見
- 転用予定地の位置及び付近の状況を表示する図面(縮尺 1/2,500~10,000程度)
- 申請土地の地番地目を表示する図面(公図など)
- 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置、施設間の距離を表示する図面(縮尺 1/100~1,000程度)
- その他参考資料